

知事コメント（抗告訴訟の上告受理申立てについて）

埋立変更不承認処分を取り消した国土交通大臣の裁決の取消しを求める抗告訴訟について、沖縄県は、本日、最高裁判所に上告受理の申立てをいたしました。

沖縄県は、令和5年11月28日、国土交通大臣の裁決は違法無効であるとして、同裁決の取消しを求める抗告訴訟について、福岡高等裁判所那覇支部に控訴を提起しましたが、同裁判所は去る9月2日、県の控訴を棄却するとの判決を言い渡しました。

沖縄県は、控訴審において、

- ① 憲法92条の地方自治の本旨及び法治主義の要請からは、裁定的関与について地方公共団体に訴権が与えられなければならないこと、
- ② 行政機関が法律上の争訟について裁判をする場合、憲法76条2項により行政機関が終審としてなすことは許容されないところ、令和4年12月最高裁判決は、法律上の争訟であることを認めながら、裁決の取消訴訟を司法機関が取り扱わないことを許容した誤りがあること

等を主張しておりました。

しかし、福岡高等裁判所那覇支部は、これらの主張について第一審の那覇地方裁判所判決と同様に、令和4年12月最高裁判決の判断枠組みを引用し、県は今回の抗告訴訟を提起する適格を有しないと判示しました。

法定受託事務は、自治事務とともに地方公共団体が自ら責任を持って行う事務であり、それを取り消す国の裁決に重大な問題があっても、都道府県は、一切、司法の判断を求めることができないとする判決内容は、憲法が定める地方自治の本旨と相容れず、到底容認できるものではありません。

沖縄県としましては、最高裁判所に対して、原判決の破棄を求めてまいりますので、引き続き、県民、国民の皆様の御理解、御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和6年9月17日

沖縄県知事 玉城 デニー